

宮城大学外国人留学生に関する規程

平成21年4月1日

規程第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第13条第2項及び宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第14条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の出願)

第2条 外国人留学生として宮城大学又は宮城大学大学院への入学を志願する者は、別に定めるところにより、外国人留学生入学願書に宮城大学学生納付金規程第2条に定める入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学手続)

第3条 学則第13条第1項及び大学院学則第14条第1項の規定により入学の許可を受けた外国人留学生は、別に定める書類のほか、外国人登録済証明書（居住地の市町村長の発行したもの。）を提出しなければならない。

2 学長は、前項の書類を提出しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

(適用)

第4条 この規程に定めるもののほか、学則及びその他の規程における学生に関する規定は、外国人留学生に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日の前日において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で施行日以後も引き続き在籍するものについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。